

森林所有者の皆さまへ
令和6年1月1日以降に
錦江町内の森林の取引を行う場合は

事前届出が必要です！



錦江町森林の整備保全に関する条例

町の面積の約75%を占め、多面的機能を有する森林の保全は、水源涵養や国土保全という観点からも重要です。

豊かな森林を現在及び将来にわたって守り、次世代に引き継ぐため、錦江町では森林所有者等の責務や森林取引等の事前届出制度等を定めた「錦江町森林の整備保全に関する条例」を制定しました。

森林所有者等の責務等

森林所有者等は、所有する森林を適正に管理し、多面的機能の維持増進に努めなければなりません。

町は、森林の多面的機能の維持増進に関する施策を効果的に推進するものとしします。

森林取引等の事前届出制度

令和6年1月1日以降に、錦江町内の森林（立木のみを含む）の売買などの契約を締結しようとするときは、錦江町森林の整備保全に関する条例に基づき、その30日前までに当事者の氏名・住所、取引後の森林の利用目的等を町に届け出なければなりません。

詳しくは裏面へ

● ホームページ

錦江町森林保全条例

検索

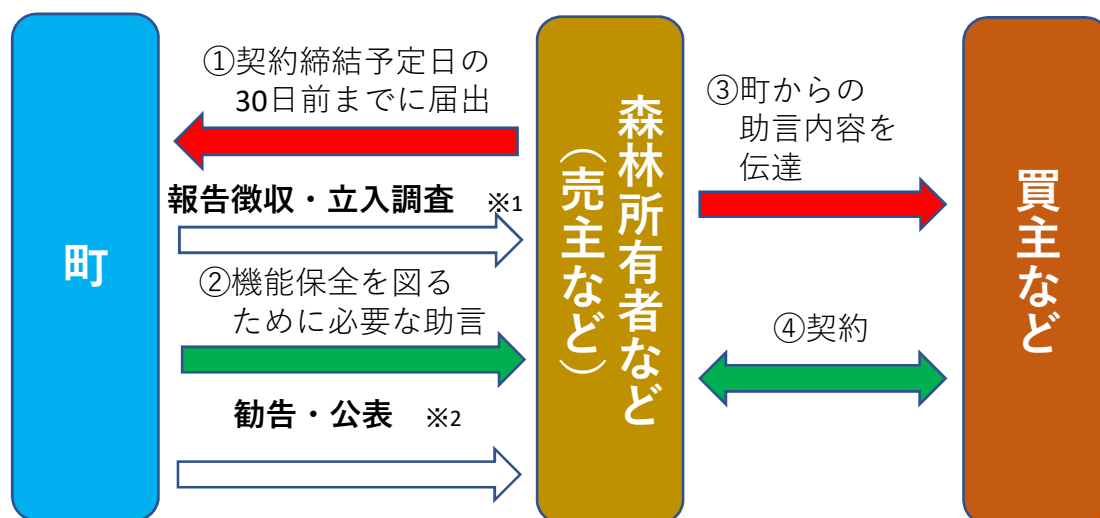
対象となる森林

錦江町内の森林のうち大隅地域森林計画の対象区域に含まれる森林
※ 町内の森林は、すべて対象になっています。

事前届出の概要

- 届出対象の取引…町内の森林の土地及び立木にかかる
贈与、売買、交換、地上権、地役権、使用貸借、賃
貸借に関する契約（相続は対象になりません）。
- 届出者……………森林所有者など土地・立木に関する権利をお持ちの
方（売主等）
- 届出期限……………契約締結予定日の30日前まで
- 届出先……………町長（最終ページ記載の本庁・産業振興課または支
所・産業建設課に提出してください。郵送可）
- 適用除外……………取引の相手方が国や地方自治体である場合などは対
象となりません。
※ 詳細については、最終ページ記載の産業振興課、
産業建設課にお問い合わせください。

届出後の流れ



※1 届出内容に不明な点などがある場合は、必要に応じて届出者（売主など）に報告を求めたり、森林への立入調査を行います。

※2 届出をしなかったり、虚偽の届出をした者又は報告徴収・立入調査を理由もなく拒む等の行為を行った者には、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、氏名・住所及び勧告内容等を公表することがあります。

届出書の様式

記入例

別記様式第1号（第4条関係）

森林等の所有権等の移転等の事前届出書

令和6年 2月 1日

錦江町長 様

届出者

住所 錦江町城元〇〇〇

氏名 錦江 町太

所有権など土地・立木に関する権利を現在所有している方（売主等）が、届出者となります。

錦江町森林の整備保全に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約に関する事項

連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。

譲渡人等	住所	錦江町城元〇〇〇	
	氏名	錦江 町太	
	電話	〇〇〇-△△△△-××××	
	業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input checked="" type="checkbox"/> その他（会社員）	
譲受人等	<input type="checkbox"/> 予定者あり	住所	錦江町馬場〇〇〇
		氏名	肝属 郡太
		電話	△△△-〇〇〇〇-××××
		業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input checked="" type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
契約に係る権利の種別及び内容		（ <input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権 （ <input type="checkbox"/> 期間 年 月 日まで）の（ <input checked="" type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定）	
契約締結予定年月日		<input checked="" type="checkbox"/> 予定あり 令和6年 3月 10日 <input type="checkbox"/> 未定	

契約に期間の定めがある場合、その期間を記入してください。

・すべての筆を記載し、記載できない場合は、「他〇筆（別紙記載）」として別紙を添付してください。
・必ず地番まで記載してください。

2 土地に関する事項

登記上の土地の所在	登記地目	登記面積
錦江町神川〇〇〇	山林	山林
1㎡未満は四捨五入してください		
合計	1筆	実測面積 1,215 m ² 登記面積 1,200 m ²
土地利用の現況	人工林(杉 45年)	
所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的	立木販売のため皆伐予定。伐採後は杉を植林。	

わかりやすく記載してください

3 添付書類

- 森林売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- 森林売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書類の写し

事前届出制度のQ&A

Q1 対象となる森林はどこですか？

錦江町内の森林は、すべて対象になります。
(大隅地域森林計画の対象区域に含まれる町内の森林)

Q2 どのような場合に届出が必要ですが？

森林の土地・立木に関する権利（所有権、地上権など）を売買などの移転または新たに設定する契約を締結しようとする場合に届出が必要になります。
(相続は対象外です)

Q3 届出はだれが、いつおこなうのですか？

森林所有者等（売主等）が、契約を締結しようとする日の30日前までに下記の産業振興課・産業建設課に届け出てください。

Q4 届出書の記載内容は？

契約の当事者の氏名・住所、当該森林の所在・面積、所有権等の種別、契約後の森林の利用目的等です（前ページの記入例を参照してください）。
届出書の様式は、町ホームページ（「錦江町森林保全条例」で検索）からダウンロードするか、下記の産業振興課・産業建設課で配布しています。

Q5 届出をしないとどうなるのですか？

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、氏名等を公表することがあります。

Q6 この条例の届出を行えば、森林法や国土利用計画法に基づく届出は必要ないのですか？

必要です。
森林法や国土利用計画法に基づく届出は事後の届出であるため、新たに森林所有者等（買主等）になった方から、町に別途届出を行っていただく必要があります。

届出先	住所	電話番号
錦江町 産業振興課 経済チーム	〒893-2302 錦江町城元963	0994-22-3034
産業建設課 経済建設チーム	〒893-2492 錦江町田代麓827-1	0994-25-2511

【問い合わせ先】
産業振興課 経済チーム
TEL 0994-22-3034 / FAX 0994-22-1951
E-mail Keizai@town.kinko.lg.jp

●ホームページ

錦江町森林保全条例

検索